

大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針

第1 趣旨

この指針は、市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るとともに、市民の市政への参画を一層促進することを目的として、附属機関等の設置及び運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 次のアからウまでに掲げる事項を満たすもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置するものをいう。
 - ア 調停、審査、審議又は調査等を行うことを目的としたものであること。
 - イ 学識経験者や公募市民など本市職員以外の者が構成員として含まれていること。
 - ウ 合議体（委員長等を選任し、定足数や議決方法などを規定し、会議において審議、協議等した結果を取りまとめるなど、組織的判断を行う組織体）であること。
- (2) 意見聴取会等 前号に規定する附属機関に該当しない組織で、有識者や市民から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として要綱により本市が設置するもの（組織の名称は問わない。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 本市職員のみで構成するもの
 - イ 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
 - ウ 実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの
 - エ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
 - オ その他この指針の対象として適切でないもの
- (3) 附属機関等 附属機関及び意見聴取会等をいう。
- (4) 傍聴 次に掲げるものをいう。
 - ア 会場で会議を見聞きすること。
 - イ 会議と同時に会場と別の場所（自宅等を含む。）で会議の映像及び音声又は音声のみを見聞きすること。
- (5) 結果の閲覧 次に掲げるものをいう。
 - ア 議事録又は会議概要の閲覧
 - イ 後日録音された会議の音声を聞くこと。

第3 附属機関等の設置及び統廃合

1 設置

附属機関等の設置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 新たに設置しようとする組織を附属機関又は意見聴取会等のいずれにより設置することが適切であるかを、組織の名称にかかわらず、それぞれの定義に照らして判断すること。

- (2) 設置は、法令により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限るものとし、あらかじめ行政管理室と協議するものとする。

ア 類似の目的をもつ附属機関等がないこと。

イ 附属機関等を設置することが最も効果的な方法と認められること。

- (3) 設置目的に永続性のない附属機関等は、原則、設置期間の終期を設定すること。

2 統廃合

附属機関等の統廃合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 現に設置している附属機関等で、法令により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれかの項目に該当する場合は、廃止又は統合を検討すること。

ア 設置目的が達成されたもの

イ 設置の必要性が低下したもの

ウ 過去2年以上、会議が開催されていないもの

エ 設置目的、委員（意見聴取会等にあつては、その構成員をいう。以下同じ。）の構成等が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

オ 附属機関等以外の方法で目的が達成できるもの

- (2) 所管する附属機関等を廃止又は統合しようとする場合は、事前に行政管理室と協議すること。

第4 委員の選任

1 委員の選任基準

附属機関等の委員は、附属機関等ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するものとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 同一人を継続して委員に選任しようとするときは、法令等の規定に基づき特定の者を充てることとされている場合、専門的な知識・経験を持つ特定の者を充てる必要がある場合、関係機関・団体から推薦された者を他の者に代え難いと認められる場合等を除き、その者を当該附属機関等の委員に最初に選任した時から、連続して3期又は10年のいずれか短い期間を超えないこと。

- (2) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は5までとすること。

- (3) 女性委員の選任に当たっては、「天津市男女共同参画推進計画」の定めるところによること。

- (4) 市職員は、次のいずれかに該当する場合を除き、委員に選任しないこと。

ア 附属機関

(ア) 法令等の規定に基づき特定の者を充てることとされている場合

(イ) 専門的知識、資格、経験等を有し、又は本市の状況を詳細に把握する職員を充てる必要があると認められる場合

(ウ) 方針又は審査の決定に関し、本市の考え方、意見等を反映する必要があると認められる場合

イ 意見聴取会等

職員を充てることにより、自由闊達な意見交換が期待できる場合

- (5) 委員の職務の性質、内容等により公募することが適当でない場合を除き、当該附

属機関等の委員の一部を公募により選任すること。

(6) 委員の数は、円滑で効果的な運営を行うため、必要最小限の人数とすること。

2 委員の公募

附属機関等の委員を公募するに当たっては、別に定める附属機関等の委員公募要領に基づき実施するものとし、応募資格のある者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件

第5 オンライン会議

1 開催方法

附属機関等は、当該附属機関等の長の定めるところにより、オンラインシステムを利用して会議を開催することができる。

2 情報セキュリティへの配慮

前項の方法による会議を非公開で行う場合は、情報漏えい等に配慮し、安全性に問題のないオンラインシステムを利用するよう努めるものとする。

第6 会議の公開、非公開

1 会議の公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、法令に定めのあるものを除き、附属機関にあってはその長が、意見聴取会等にあっては庶務を所管する課等の長が、それぞれその会議に諮って行うものとする。なお、決定をするに当たっては、次の各号に該当すると認められる場合を除いて公開するようにしなければならない。

- (1) 大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項を審議する場合
- (2) 感染症の拡大を防止する目的で、傍聴者の会場への入場を制限する場合（この場合にあつては、第2第4号イの方法による公開に努めるものとし、また、結果の閲覧の方法による公開は実施しなければならないものとする。）
- (3) その他会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議開催の事前公表

附属機関等は、会議を開催する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市政情報課での掲示及びインターネット上の市のホームページへの掲載により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

3 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。

(2) 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、附属機関にあつてはその長が、意見聴取会等にあつては庶務を所管する課等の長が、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(3) 会議の結果の閲覧は、次の方法により行うものとする。

ア 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を、会議終了後速やかに作成する。

イ アにより作成した議事録又は会議概要と、会議資料について、市政情報課において閲覧に供するほか、議事録又は会議概要について、インターネット上の市のホームページに掲載する。

ウ 会議の結果の閲覧の期間は、会議の開催された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(4) 会議の結果の閲覧を後日音声の公開により行う場合は、会議に出席した委員の同意を得なければならない。

4 非公開とする会議

附属機関等は、非公開とした会議についても、できる限り会議の概要等を公表するよう努めるものとする。

5 その他

附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年8月23日から施行する。